刈谷市サッカー連盟規約

(名称)

第1条 本団体は、刈谷市サッカー連盟(以下「連盟」という。)と称する。

(所在地)

第2条 連盟の事務所を役員住地に置く。

(目的)

第3条 連盟は会員相互の親睦を深め、刈谷市におけるサッカー競技の健全なる発展普及を図ることを目的とする。

(会員)

第4条 連盟は前条の目的に賛同するサッカー愛好者をもって組織する。

(事業)

- 第5条 連盟は第3条の目的達成のために以下の事業を行う。
 - (1) サッカー競技の奨励(大会の主催及び主管、並びに後援)
 - (2) 競技技術の指導及び研究推奨、並びにコーチの育成
 - (3) 審判技術の研究及び審判員の養成、登録
 - (4) 各種行事記録の作成及び保存
 - (5) 事務所、グランド等の施設の維持、運営
 - (6) その他連盟の目的達成のため必要なる事項

(資産及び会計)

- 第6条 連盟の資産は次の通りとする。
 - (1) 登録費
 - (2) 事業収入
 - (3) 補助金
 - (4) 寄附金
 - (5) その他の収入
- 2 連盟の資産は会長が管理する。
- 3 連盟の事業報告及び収支決算は会長が作成し、会計監査を経て、理事会での決 定、総会の承認を得る。
- 4 連盟の事業計画及び収支計画は会長が作成し、理事会での決定、総会での承認 を得る。なお、臨時事業計画及び収支計画については、その都度理事会に提案し 承認を得て、その効力を示すものである。
- 5 連盟の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

(役員)

第7条 連盟に次の役員を置く。(兼任を認める。)

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名以内
- (3) 理 事 長 1名
- (4) 副理事長 2名以内
- (5) 理 事 18名以内(各種別代表者及び理事長推薦者)
- (6) 監 事 2名以内
- 2 連盟に名誉会長、顧問、参与を置くことができる。
- 3 前項役員は種別代表者から成る人事選考委員会の推薦により理事会にて定め、 総会の承認を得る。なお、人事選考委員長は理事長とする。
- 4 会長は前任者が任命、副会長は会長が任命する。理事長は総会にて過半数の決議により選出される。
- 5 役員の職務は次の通りである。
 - (1) 会 長 連盟の業務を総理し、本連盟を代表する。
 - (2) 副 会 長 会長を補佐し、会長が事故ある時はその職務を代行する。
 - (3) 理 事 長 会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に基づいて日常業 務の企画、執行等を統括する。
 - (4) 副理事長 理事長を補佐し、理事長が事故ある時はその職務を代行する。
 - (5) 理 事 理事会を構成し、重要事項・重要事業の審議、企画、立案 を行い、本連盟の業務を議決し、執行する。
 - (6) 監 事 連盟の業務及び財産に関し、次の各号に規程する業務を行う。

連盟の財産の状況及び会計処理の状況を監査すること。 理事の業務執行の状況を監査すること。

財産、会計処理の状況又は業務執行について、不正の 事実を発見した時は理事会にて報告を行う。又、その ための理事会を開催するよう文書にて会長へ請求する ことができる。

6 連盟の役員の任期は2年とし、再任を妨げない。補欠又は増員により選任され た役員の任期は前任者の残任期間とする。また、役員は辞任若しくは任期満了し た場合においても後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

- 7 連盟の役員が以下に該当するとき、理事会の議決により役員を解任することができる。
 - (1) 心身の故障等により職務の遂行が困難と認められるとき。
 - (2) 連盟の役員としてふさわしくないと認められるとき。
- 8 連盟の役員が以下に該当するとき、理事会の議決により委員を除名することができる。
 - (1) 連盟の規約の遵守及び義務を怠ったとき。
 - (2) 連盟の会員としてふさわしくないと認められたとき。

(会議)

- 第8条 連盟の会議は、三役会・理事会・総会とする。
- 2 三役会は、必要に応じて会長が招集する。
 - (1) 三役会は、会長・副会長・理事長・副理事長・総務委員長及び会長の推薦 する有識者で構成する。
 - (2) 三役会は、連盟運営に関わる重要事項について審議する。
 - (3) 三役会の議長は、理事長が行う。
- 3 理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長・理事で構成する。
 - (1) 理事会は、次の各号に規定する項目の審議と決定を行ない、総会の承認を得て執行する。

事業報告及び収支決算に関する事項

事業計画及び収支計画に関する事項

役員の決定に関する事項

規約の制定、改廃に関する事項

その他総会提出議案に関する事項

- (2) 理事会は連盟運営に関わる業務全般に関し、前項承認内容に基づいて審議、 決定及びその実行を行う。
- (3) 理事会は毎月に一度の開催を基本とし、理事長が召集する。また、監事から文書にて開催の請求があった場合、または会長が必要と認めた場合にも開催できる。
- (4) 理事会の議長は総務委員長が行う。
- 4 総会は、各登録チーム代表者及び理事をもって構成する。
 - (1) 総会は、前項に規定する項目、審議と承認及び理事長の選出を行う。
 - (2) 総会は、毎年4月又は5月に開催し、会長が召集する。
 - (3) 総会の議長は、会長が行う。

- 5 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- 6 会議の議決は、この規約に別の定めるものを除き、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。
 - (1) 三役会の議事録は総務委員長が作成し、議長が署名する。
 - (2) 理事会の議事録は総務委員が作成し、議長が署名する。
 - (3) 総会の議事録は総務委員が作成し、議長が署名する。

(通達)

第9条 議事の通達及び各種会合名は、会長名をもって通達する。

(その他)

第10条 この規約に定めのない事項については、理事会において審議、決定し、 会長の承認を得て、その効力を有する。

附 則

平成10年4月1日より施行する。

平成14年5月25日 一部改正

平成23年5月22日 一部改正